

E T Cマイレージサービス利用規約（新旧対照表）

旧（H23. 4. 1）	新	備考
<p>(ポイントの照会等) 第15条（略）</p> <p>2 五会社は、1年に1回、マイレージ登録者に対しマイレージ管理口座ごとのポイントの累計数及び当年度末まで有効なポイントの累計数を通知します。ただし、マイレージ登録者が通知を希望しない旨届け出ている場合は、この限りではありません。</p>	<p>(ポイントの照会等) 第15条（略）</p> <p>2 五会社は、1年に1回、<u>マイレージ登録者が通知書作成時点で当年度末に有効期間が終了するポイントを保有するときは、該当するマイレージ登録者に対して、</u>マイレージ管理口座ごとのポイントの累計数及び当年度末まで有効なポイントの累計数を通知します。ただし、マイレージ登録者が通知を希望しない旨届け出ている場合は、この限りではありません。</p>	
<p>附 則 (実施期日)</p> <p>1 この規約は、平成23年4月1日から実施します。 (平成23年東北地方太平洋沖地震に伴う特例措置)</p> <p><u>2 平成23年3月31日時点で、E T Cマイレージサービスに登録している住所が岩手県、宮城県又は福島県のマイレージ登録者は、第11条の規定にかかわらず、平成21年度に五会社及び宮城県道路公社が付与したポイントの有効期間を平成24年3月31日まで延長します。</u> (ポイントの有効期間)</p> <p><u>3 前項に定めるポイントの第12条に定める還元額への交換は、平成23年4月20日以降に行うことができるものとします。</u></p>	<p>附 則 (実施期日)</p> <p>1 この規約は、平成24年4月1日から実施します。</p>	